

高齢者法研究会オンラインシンポジウム

2022年3月26日

意思無能力に対応する：香港とシンガポールの場合

REBECCA LEE (李穎芝)

香港大学法律学院

2 意思決定の領域

	香港	シンガポール
1. 個人的な福祉	身上保護人 (後見制度)	法定後見人 (法定後見制度); 任意後見人 (永続的代理権制度)
2. 財産・身辺問題	後見人 (財産管理人); 代理人 (持続的代理権制度)	

香港

	範囲
後見制度	個人的な福祉 身上保護人には、住居、医療(歯科治療を含む)、意思無能力者の生活維持のためUSD2,300/月の管理権限を含む6つの権限が付与されている。
財産管理人	財産・身辺問題 手間と費用のかかる法定手続; 比較的裕福な意思無能力者が対象
持続的代理権制度	委託者にまだ意思能力があるうちに、委託者が後に意思無能力者になった場合に委託者の 財務的な問題 に対処するための代理人(1名以上)を委託者が任命できる制度

意思無能力テスト

香港		シンガポール
状況に応じて異なる意思無能力テスト		意思能力法第5(1)条に基づく統一テスト
財産管理人	本人に、意思無能力が原因で、自身の財産・身辺問題を管理運用する能力がないのかどうか	(a) 意思決定に関連する情報を理解することができるか;
後見制度	本人の事情や状況に関連する事柄の全てまたは相当部分に関して、精神疾患や精神障害によって本人による合理的な意思決定が制限されていないのかどうか	(b) その情報を記憶に留めることができるか;
医療(歯科治療を含む)	本人に、治療や特別な扱いの一般的な性質及び影響を理解する能力がないのかどうか	(c) その情報を活用または比較検討することができるか; または
→ 一貫性がなく、食い違いが見られる		(d) 自らの意思決定を伝えることができるか

最善の利益の枠組み

香港	シンガポール
<p>後見制度／財産管理人：</p> <p>意思無能力者の最善の利益に関する身上保護人／財産管理人自身の見解や意見；代理意思決定</p>	<p>制定法上の最善の利益の原則：意思能力法(MCA)第3(5)条：</p> <p>本人に能力が欠ける場合、本人のために、または本人に代わってなされる行為または意思決定は、本人の最善の利益のためになされなければならない。</p> <p>最善の利益の枠組み：MCA第6条：</p> <p>(例)本人の過去及び現在の願望及び気持ち、信念及び価値観を考慮する</p> <p>制定法上の意思決定支援の原則：MCA第3(3)条：人は、本人の意思決定を助けるためのあらゆる実行可能な措置が講じられても成果が上がらない場合を除いて、意思決定ができないものとして扱われることはない。</p>

香港における最近の動向

- 持続的代理権制度の改革
- 特別ニーズ信託の開始

新たに提案された継続的代理権条例

- 主な変更点:
 - (1) 委託者の個人的な福祉に関連する意思決定が対象となるよう権限の範囲を拡大 (財産・身辺問題に加えて)
 - (2) 委託者の願望の尊重を促進

持続的代理権

提案の継続的代理権

(1) 代理人の権限の範囲を拡大

財産及び財務的な問題のみ

財産及び財務的な問題+ **個人的な福祉に関わる問題**

以下の限定された権限:-

- 委託者の入居施設、教育 / 訓練、就労、休暇に関する意思決定;
- 身上監護に関する法的事項;
- 医療保健を提供する目的での委託者の記録へのアクセス及び共有、ならびにかかるアクセスまたは共有への同意の付与

医療上の特定の重大な決断に関する意思決定の権限はない (例えば、生命維持治療; 臓器提供または避妊手術; 事前指示 (アドバンスド・ディレクティブ))

委託者の財産及び財務的な問題の全てに関して包括的権限を付与することが可能

(2) 委託者の願望の尊重を促進

委託者の遺言及び選好を確認することについては言及なし

- **委託者の確認可能な願望及び気持ちを考慮に入れ、委託者の最善の利益のために行動する**
- **介護者、及び委託者が相談相手として指名した者に相談する**

まとめとして

シンガポールの2008年意思能力法:

- 法定統一意思無能力テスト
- 永続的代理権契約による新たなプランニング体制を導入 → 意思能力の喪失前に事前プランニングが可能に
- 永続的代理権契約を結んでいない人については、裁判所による財産管理人任命に代わり、法定後見申請とする
- 頼れる家族や親しい友人のいない人々については、専門職法定後見人及び任意後見人が代理意思決定者となる; 公的後見人事務所が規制当局

香港:

- 意思能力法のような包括的な法定枠組みはない
- 一部改革が進行中